



埼玉県報

第 2 4 9 1 号
平成 2 5 年 5 月 1 4 日
火 曜 日

目 次

告示

- [統合サーバーシステム保守業務委託に関する契約の相手方等の公示\(情報システム課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [上里西部土地改良区の役員就退任届\(本庄農林振興センター\)](#)
- [県営土地改良事業上里西部地区\(区画整理事業\)の工事完了\(本庄農林振興センター\)](#)
- [八条用水路土地改良区の役員退任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [川口都市計画の変更に関する公聴会の中止\(都市計画課\)](#)
- [鴻巣都市計画の変更に関する公聴会の中止\(都市計画課\)](#)
- [蓮田都市計画の変更に関する公聴会の中止\(都市計画課\)](#)
- [幸手都市計画の変更に関する公聴会の中止\(都市計画課\)](#)
- [川口都市計画の変更に関する公聴会の中止\(市街地整備課\)](#)
- [川口都市計画の変更に関する公聴会の中止\(住宅課\)](#)
- [蓮田都市計画の変更に関する公聴会の中止\(住宅課\)](#)
- [幸手都市計画の変更に関する公聴会の中止\(住宅課\)](#)
- [埼玉県立川越特別支援学校ほか25校で使用する電気に関する入札公告\(財務課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院の手術器械運用管理システムの調達に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(南第8区\)における選挙会の日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)

正誤

- [埼玉県川越県土整備事務所長告示第4号中訂正\(川越県土整備事務所\)](#)

告 示

埼玉県告示第六百五十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十四日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
統合サーバーシステム保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部情報システム課システム指導・集中化担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エヌアイデイ 千葉県香取市玉造3丁目1番5号
- 5 契約金額
30,290,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第六百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年五月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

厚川ショッピングビル

埼玉県春日部市緑町六丁目二千九百七十八 一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）株式会社マルエツ 代表取締役 高橋恵三

東京都豊島区東池袋五丁目五十一番十二号

（変更後）株式会社マルエツ 代表取締役 上田真

東京都豊島区東池袋五丁目五十一番十二号

ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日

二 届出年月日

平成二十五年四月二十六日

ニ 縦覧期間

平成二十五年五月十四日から平成二十五年九月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年五月十四日から平成二十五年九月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第六百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年五月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

厚川ショッピングビル

埼玉県春日部市緑町六丁目二千九百七十八 一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（年間六十日間午前九時）から翌午前一時

（変更後）午前九時から翌午前一時

来客が駐車場を利用できる時間帯

（変更前）第一駐車場 午前九時（年間六十日間午前八時）から翌午前一時

十五分

第二駐車場 午前九時（年間六十日間午前八時）から午後十時

（変更後）第一駐車場 午前八時三十分から翌午前一時十五分（一部午後十

時）

第二駐車場 午前八時三十分から午後十時

ハ 変更年月日

平成二十五年五月三十日

ニ 届出年月日

平成二十五年四月二十六日

三 縦覧期間

平成二十五年五月十四日から平成二十五年九月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年五月十四日から平成二十五年九月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年五月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川口センター

埼玉県川口市栄町三丁目四番十八号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社コモディイダ 代表取締役 松澤志一

東京都北区滝野川七丁目二十七番十四号

株式会社ヴィ・ディーエフ・サンロイヤル

代表取締役 兵頭和典

東京都千代田区岩本町三丁目十番一号

株式会社ビツクテン 代表取締役 笠間隆往

北海道札幌市中央区南二条西二十四丁目一 二十八

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文

広島県東広島市西条町大字吉行字向一番地の六十

（変更後）株式会社コモディイダ 代表取締役 松澤志一

東京都北区滝野川七丁目二十七番十四号

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文

広島県東広島市西条町大字吉行字向一番地の六十

株式会社明文堂プランナー 代表取締役 清水満

富山県下新川郡朝日町沼保九百九 二

八 変更年月日

平成十六年九月三十日外

二 届出年月日

平成二十五年四月二十六日

二 縦覧期間

平成二十五年五月十四日から平成二十五年九月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年五月十四日から平成二十五年九月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年五月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川口センター

埼玉県川口市栄町三丁目四番十八号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）午前十時（但し年間六十日午前九時）から翌午前〇時
（変更後）午前九時から翌午前〇時

ハ 変更年月日

平成二十五年五月十六日

ニ 届出年月日

平成二十五年四月二十六日

二 縦覧期間

平成二十五年五月十四日から平成二十五年九月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年五月十四日から平成二十五年九月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第六百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年五月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西川口相互ビル

埼玉県川口市並木四丁目一番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

（変更前）西川口相互ビル株式会社

埼玉県川口市並木四丁目一番一号

（変更後）西川口相互ビル株式会社

埼玉県川口市並木三丁目三番二十一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）株式会社キャンドウ 代表取締役 城戸博

東京都板橋区板橋三丁目九番七号

（変更後）株式会社キャンドウ 代表取締役 城戸一弥

東京都新宿区北新宿二丁目二十一番一号

ハ 変更年月日

平成十八年五月一日外

ニ 届出年月日

平成二十五年四月二十六日

三 縦覧期間

平成二十五年五月十四日から平成二十五年九月十七日まで

四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

五 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年五月十四日から平成二十五年九月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年五月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西川口相互ビル

埼玉県川口市並木四丁目一番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（年間六十日午前九時）から午後十一時

（変更後）午前九時から午後十一時

ハ 変更年月日

平成二十五年五月十六日

ニ 届出年月日

平成二十五年四月二十六日

二 縦覧期間

平成二十五年五月十四日から平成二十五年九月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年五月十四日から平成二十五年九月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第六百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、上里西部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年五月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	関根 孝道	埼玉県児玉郡上里町大字三町五百七十八番地四
同	安藤 昌	同 同 五明五百十六番地
同	入 猛	同 同 七百六十一番地
同	金井 昭平	同 同 五明字金屋敷九百五十六番地
同	川田 種利	同 同 藤木戸十番地
同	斉藤 崇	同 同 十三番地
同	庄 延男	同 同 長浜千五百一番地
同	杉山 孝男	同 同 帯刀二百九十四番地
同	鈴木 安義	同 同 長浜千二百二番地
同	関口 一郎	同 同 勅使河原二千五番地一
同	相川 寛	同 同 長浜千百九十六番地一
同	立石 洋行	同 同 千三百六十二番地
同	並木 利明	同 同 勅使河原千九百三十六番地
同	菲塚 雅司	同 同 五明百四十二番地
同	村田 仙太郎	同 同 六百二十四番地
同	森田 計一	同 同 勅使河原千七百九十三番地一
同	吉澤 幸衛	同 同 八百八十番地四
同	吉田 昭一	同 同 五明五百五十九番地一
監事	相川 傳吉	同 同 五百五十五番地二
同	金井 武司	同 同 七百三十二番地一
同	並木 忠男	同 同 勅使河原八百六十九番地一

二 退任

職名	氏名	住所
理事	関根 孝道	埼玉県児玉郡上里町大字三町五百七十八番地四
同	相川 寛	同 同 同 長浜千百九十六番地一

同	同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
立石昭夫	相川傳吉	金井武司	並木忠男	安原一男	川田種利	紙田晴夫	立石洋行	庄延男	金井昭平	一ノ瀬能一	吉田和民	入田猛	村田仙太郎	川田博亨	斉藤崇	吉澤幸衛	矢沼賢一	関口一郎	安藤昌
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
長浜千三百六十七番地	同 五百五十五番地二	同 五明七百三十二番地一	同 八百六十九番地一	同 勅使河原千八百二十八番地	同 藤木戸十番地	同 同 千三百二十五番地	同 同 千三百六十二番地	同 長浜千五百一番地	同 五明字金屋敷九百五十六番地	同 同 百五十三番地一	同 同 九百七十七番地二	同 同 七百六十一番地	同 五明六百二十四番地	同 帶刀二百五十三番地	同 藤木戸十三番地	同 同 八百八十番地四	同 同 千九百四十九番地	同 勅使河原二千五番地一	同 五明五百十六番地

告 示

埼玉県告示第六百六十二号

県営土地改良事業上里西部地区（区画整理事業）の工事を平成二十四年三月二十
二日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二
第三項の規定により公告する。

平成二十五年五月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、八条用水路土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年五月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	秋 山 正 策	埼玉県越谷市相模町一丁目三百十五番地

告 示

埼玉県告示第六百六十四号

平成二十五年四月十六日付け埼玉県告示第五百十八号で告示した川口市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十五年五月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百六十五号

平成二十五年四月十六日付け埼玉県告示第五百十九号で告示した鴻巣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十五年五月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百六十六号

平成二十五年四月十六日付け埼玉県告示第五百二十号で告示した蓮田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十五年五月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百六十七号

平成二十五年四月十六日付け埼玉県告示第五百二十一号で告示した幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十五年五月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第六百六十八号

平成二十五年四月十六日付け埼玉県告示第五百二十二号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十五年五月十四日

埼玉県知事 上田清司

番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の 種類及び名称	期日及び時間	場 所
一	川口	川口市	「都市再開発 の方針」	平成二十五年 五月二十四日 午後一時三十 分から	川口市役所鳩 ヶ谷庁舎二階 大会議室

告示

埼玉県告示第六百六十九号

平成二十五年四月十六日付け埼玉県告示第五百二十三号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十五年五月十四日

埼玉県知事 上田清司

番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の 種類及び名称	期日及び時間	場 所
一	川口	川口市	「住宅街地の 開発整備の 方針」	平成二十五年 五月二十四日 午後一時三十 分から	川口市役所鳩 ヶ谷庁舎二階 大会議室

告示

埼玉県告示第六百七十号

平成二十五年四月十六日付け埼玉県告示第五百二十五号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十五年五月十四日

埼玉県知事 上田清司

番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の 種類及び名称	期日及び時間	場 所
一	蓮田	蓮田市、 白岡市	「住宅街地 の開発整備の 方針」	平成二十五年 五月十七日午 後一時三十分 から	蓮田市図書館 二階視聴覚ホ ール

告示

埼玉県告示第六百七十一号

平成二十五年四月十六日付け埼玉県告示第五百二十四号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十五年五月十四日

埼玉県知事 上田清司

一	番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の 種類及び名称	期日及び時間	場 所
	幸手	幸手市、 杉戸町、 宮代町	「住宅街地 の開発整備の 方針」	平成二十五年 五月二十二日 午後一時三十 分から	幸手市保健福 祉総合センタ ー（ウエルス 手）2階研修室	

告 示

埼玉県告示第六百七十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年五月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立川越特別支援学校ほか25校で使用する電気
予定使用電力量5,017,000キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成25年8月1日(木)から平成26年7月31日(木)まで

(4) 需要場所

埼玉県立川越特別支援学校ほか25校

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の許可(同条第2項に規定する一般電気事業の許可に限る。)を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

- (6) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 境、谷田
電話048-830-6642（直通）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
平成25年5月15日（水）以後上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。
- (3) 入札及び開札の場所並びに日時
埼玉県庁第二庁舎4階教育委員会室 平成25年6月26日（水）午前11時
- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 平成25年6月25日（火）午後5時
なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成25年6月7日（金）午後5時までに持参し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Kawagoe Special Needs School including 25 other schools (estimated kW/h: 5,017,000 kW/h)

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 5:00 pm, June 25, 2013

In person: 11:00 am, June 26, 2013

(3) Contact Information:

Financial Affairs Division, Education and General Affairs

Department, Education Bureau, Board of Education,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-6642

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年五月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年七月四日

指令川建セ第二四 三二 号

二 検査済証番号

平成二十五年五月八日

川建セ第二五 三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字成瀬字鍛冶屋五 番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市北区日進二丁目五一六番四

瑞野 敬子

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年五月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年七月二十一日

指令川建セ第二三 二二 号

二 検査済証番号

平成二十五年五月九日

川建セ第二五 一 号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字角山字塚場六九五番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字角山六九八番地一

嶋田 俊幸

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年五月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十一月二日

指令川建セ第二四〇〇八五〇号

二 検査済証番号

平成二十五年五月九日

川建セ第二五〇〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字宮前三九八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷四九六番地十六

アートホーム有限公司 取締役 西澤 壽章

告 示

埼玉県病院事業告示第三十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十五年五月十四日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

手術器械運用管理システム一式及び保守点検業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期限

平成26年3月27日

(4) 委託業務の履行期間

購入物品の検査に合格した日の翌日から6年間（保証期間を含む。）

ただし、平成26年度以降において、歳入歳出予算の当該契約金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(5) 履行場所

埼玉県北足立郡伊奈町小室771-1番地ほか 埼玉県立がんセンター新病院

(6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

入札金額は、物品代金及び履行期間全体の保守点検業務委託代金の総価とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(4) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な

資格等に関する公示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされている者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 入札担当 遠藤・柳

電話048-830-5973（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料（提案書）の提出場所及び仕様に関する問い合わせ先

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地

埼玉県立がんセンター 新病院準備担当 深澤

電話048-722-1111（代表） ファクシミリ048-722-1129

- (3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会

なし。

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年6月25日（火）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年6月24日（月）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成25年6月25日（火）午前10時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成25年6月5日（水）午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成

物品の売買契約及び保守点検業務委託契約それぞれについて作成するものとする。

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 物品売買契約金額と保守点検業務委託契約金額の決定

落札金額の物品売買契約金額と保守点検業務委託契約金額との振り分けは、埼玉県と落札者で協議して定める。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 競争入札参加資格の付与

前記2(4)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年5月20日(月)午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(11) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Surgical equipment operation management system and Maintenance duties

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., June 25, 2013 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., June 24, 2013)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5973

告 示

埼玉県選管告示第四十九号

平成二十五年五月十九日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第八区）における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十五年五月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十五年五月十九日 午後八時五十分

二 場所 さいたま市記念総合体育館

正 誤

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四号（平成二十五年三月一日第二千四百七十一号）中訂正

ページ 表中

二 区間

誤

川越市宮下町二丁目一一番二 地先から

同市宮下町一一番六地先まで

正

川越市宮下町二丁目一一番二 地先から

同市宮下町二丁目一一番六地先まで